

平成23年3月29日号

社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ

1. 厚生年金保険料等の納期限の延長

今般の地震によって多大な被害を受けた以下の地域に所在地のある事業主等に対して、厚生年金保険料等(厚生年金保険料、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、子ども手当に係る拠出金等)の納期限の延長を行う。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

(この対象地域については、今後、被災の状況を踏まえて見直しされるようです)

これにより、の地域にある事業主等については、地震が発生した平成23年3月11日以降に到来する保険料等の納期限が自動的に延長されることとなった。

なお、延長後の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討されるようです。

延長後の納期限は、災害がやんだ日から2月以内の日を別途告示によって定められるようです。

この措置により、納期限が延長される保険料等は、「納期限が3月31日である2月分保険料等」から「延長後の納期限の前日までの間に本来の納期限が到来する月分の保険料等」までが対象。

これにより、の地域にある事業主等については、地震が発生した平成23年3月11日以降に到来する保険料等の納期限が自動的に延長されることとなった。

なお、延長後の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討されるようです。

延長後の納期限は、災害がやんだ日から2月以内の日を別途告示によって定められるようです。

この措置により、納期限が延長される保険料等は、「納期限が3月31日である2月分保険料等」から「延長後の納期限の前日までの間に本来の納期限が到来する月分の保険料等」までが対象。

なお、の地域にある事業主等で毎月月末に行っていた保険料等の預金口座からの引き落としは、納期限が延長されている間は行われず、この取扱いにより平成23年3月31日に預金口座から引き落としを行わなかった保険料等については、事業主等に対し、平成23年4月中旬以降に別途「納入告知書」が送付され、延長後の納期限までに金融機関の窓口で納付することとなる。

金融機関の窓口で毎月納付している事業主等に送付される納入告知書には、の地域であっても本来の納期限(2月分保険料等は3月31日)が記載される。納期限の延長に伴い、当該納期限についても延長されることとなる。

事業主等に送付した納入告知書に納期限が延長したことを通知するチラシが同封されるようです。

社会保険料の3月末の引落はありません。

督促状が届いた際には、無視をして破棄して良いようです。

4月の中旬、納付書がお手元に届きますので、2ヶ月以内に納付書により納付となります。

経理処理は、未払金となります。

日本年金機構(社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ)

http://www.nenkin.go.jp/new/press_release/h23_03/0322_01.pdf

当事務所ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

<http://www.narayana.com/>